

## ○足利市働き方改革促進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に事業所を有する企業や市民が、多様な働き方への対応を実現するための取組みやワークライフバランスの充実の促進を図るため、働き方改革促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、足利市補助金等交付規則（平成19年度足利市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、事務所等は事務スペースを確保するために必要となる市内の建築物や場所をいう。なお、事務スペースとは、多様な働き方への対応を実現するための取組みやワークライフバランスの充実の促進を図るために必要なスペースであり、これまでに事務スペースとして使用されていなかった部屋又は空間をいう。

(補助対象経費の種類、補助対象者、補助金額等)

第3条 補助対象経費の種類、補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金額等は、別表1に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、他の補助制度等による支援を受けている補助対象経費については、補助の対象としない。

2 別表1に掲げる補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

(1) 足利市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員等（法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条に規定する密接関係者である者

(2) 市税に滞納がある者

(3) 前2号に掲げる者のほか、第1条の目的に照らし補助金の交付が適当でないと市長が認める者

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、足利市働き方改革促進支援事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に別表2に掲げる書類を添えて、事務所等整備費を補助対象経費とする場合は補助対象経費か否かに関わらず整備に係る行為に着手しようとする日の前日までに、賃料を補助対象経費とする場合は賃貸借契約日以降に、市長に提出しなければならない。なお、事務所等の整備は交付申請書等を提出した年度の末日までに完了するものとする。

2 交付申請書の提出は、1申請者につき1回限りとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付を決定し、その結果を足利市働き方改革促進支援事業費補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、補助金を交付しないことに決定したときは、足利市働き方改革促進支援事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更）

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに足利市働き方改革促進支援事業費補助金変更交付申請書（別記様式第6号）に変更する内容を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を足利市働き方改革促進支援事業費補助金変更交付決定通知書（別記様式第7号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第7条 申請者及び交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、足利市働き方改革促進支援事業費補助金交付申請取下届（別記様式第8号）により申請の取下げをすることができる。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき
- (2) その他市長が必要と認めたとき

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付決定はなかつたものとみなす。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、足利市働き方改革促進支援事業費補助金実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添えて—市長に提出し、その検査を受けなければならない。

- (1) 補助金に係る領収書の写し
- (2) 事務所等を整備した場合は、整備前後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定により検査を行い、適正であることを確認したときは、補助金を交付するものとする。

（調査等）

第10条 市長は、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けたものについて調査し、

又は報告を求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象経費の範囲、経費等	補助対象者	補助率	補助限度額
<p>(1) 事務所等整備費</p> <p>多様な働き方へ対応するために実施する市内の事務所等を整備する際に要する経費のうち、以下に掲げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット環境整備費</li> <li>・電気・電話配線整備費</li> <li>・照明・空調・セキュリティー関連機器等の整備費</li> <li>・壁面等固定式パーテーション等の設置費</li> <li>・事務用の机及び椅子の備品購入費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人</li> <li>・個人事業主</li> </ul>	<p>100 分の 50 以内 (1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>	<p>100 万円 (事務所等整備費、賃料の各補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額を対象とする。)</p>
<p>(2) 賃料</p> <p>多様な働き方に取り組むための事務所等が必要となり、市内の事務所等を新たに賃貸借契約(1年以上の期間のもの)した際の賃料。</p> <p>賃料の補助対象期間は、同一年度内(4月1日から翌年3月31日の期間)とする。 (最大6ヶ月分)</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。</p> <p>(1) 事務所等の貸主が個人であり、借主が当該個人と同一人物・その配偶者・親・子が役員を務める法人又はその配偶者・親・子</p> <p>(2) 事務所等の貸主が法人であり、借主が当該法人以外の法人の役員を務める法人、当該法人代表者個人又はその配偶者・親・子</p> <p>(3) 賃貸借等の関係にある双方が、資本、役員について一定の関係を有すると認められる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人</li> <li>・個人事業主</li> <li>・足利市民</li> </ul>		

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象事業	提出書類
事務所等整備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業計画書 (別記様式第 2 号)</li> <li>(2) 整備に要する経費の見積書及び明細書の写し</li> <li>(3) 整備前の事務所等の写真</li> <li>(4) 整備後の平面図 (完成後のレイアウト等を明示した平面図)</li> <li>(5) 誓約書 (別記様式第 3 号)</li> <li>(6) 登記事項証明書又は開業等の届出書の写し</li> <li>(7) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
賃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業計画書 (別記様式第 2 号)</li> <li>(2) 賃貸借契約書の写し</li> <li>(3) 誓約書 (別記様式第 3 号)</li> <li>(4) 登記事項証明書又は開業等の届出書、身分を証明する書類の写し</li> <li>(5) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>

年 月 日

足利市長 宛て

住所又は所在地  
 （申請者）氏名又は名称  
 代表者氏名  
 電話番号

足利市働き方改革促進支援事業費補助金交付申請書

足利市働き方改革促進支援事業費補助金について、足利市働き方改革促進支援事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり交付申請します。

記

事務所等の所在地			
補助対象経費	種別	金額（円）	備考
	事務所等整備費		
	賃料		
	合計		
補助金交付申請額	円（1,000円未満切捨て）		
事務所等整備期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
事務所等賃貸借契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
担当者等連絡先	担当者： (TEL )		
添付書類	(1) 事業計画書（別記様式第2号） (2) 整備に要する経費の見積書及び明細書の写し (3) 整備前の事務所等の写真 (4) 整備後の平面図（完成後のレイアウト等を明示した平面図） (5) 誓約書（別記様式第3号） (6) 登記事項証明書又は開業等の届出書の写し (7) その他市長が必要と認める書類		

事業計画書

1. 事務所等の整備（賃貸借）を実施する者について

事務所等 整備実施者	[住所又は所在地] [氏名又は名称] [代表者氏名]
---------------	----------------------------------

2. 事務所等物件について

所在地	
所有者	

3. 自社で取り組む働き方改革について

働き方改革 の 内 容	
----------------	--

4. 事務所等整備内容について

整備内容	内 訳	金額（円）
	合計（補助対象経費）	
整備期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
運用開始日	年 月 日	

別記様式第3号（第4条関係）

足利市働き方改革促進支援事業費補助金交付申請における誓約書

年 月 日

足利市長 宛て

私は、足利市働き方改革促進支援事業費補助金の交付申請に当たり、下記のことを誓約します。

記

- 1 私は、次の全部の事項に該当しません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するもの
  - (4) 暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又はその指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与するもの
  - (5) 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
  - (6) 法人その他の団体であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が暴力団員であるもの及び暴力団又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの
  - (7) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用するもの
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものであって、公共工事等（公共工事、補助金等の交付その他の市の事務又は事業をいう。）に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められるもの
  - (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- 2 市税に未納がないことを確認するため、納付状況を照会することに同意します。

住所又は所在地

（申請者）氏名又は名称

代表者氏名

足利市指令 第 号  
年 月 日

様

足利市長



足利市働き方改革促進支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった足利市働き方改革促進支援事業費補助金について、下記のとおり交付決定したので、足利市働き方改革促進支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、通知します。

記

交付決定額	円
交付条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 補助対象事業以外に使用しないこと。</li><li>2 補助対象事業完了後、速やかに実績報告書に必要書類を添えて提出すること。</li><li>3 足利市働き方改革促進支援事業費補助金交付要綱の規定を順守すること。</li><li>4 その他、市長の指示に従うこと。</li></ol>

別記様式第5号（第5条関係）

足利市指令 第 号  
年 月 日

様

足利市長



足利市働き方改革促進支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった足利市働き方改革促進支援事業費補助金について、下記のとおり交付しないことと決定したので、足利市働き方改革促進支援事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、通知します。

記

不交付の理由	
--------	--

年 月 日

足利市長 宛て

住所又は所在地  
 （申請者）氏名又は名称  
 代表者氏名  
 電話番号

足利市働き方改革促進支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け足利市指令 第 号で交付決定を受けた足利市働き方改革促進支援事業費補助金について、足利市働き方改革促進支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更交付申請します。

記

事務所等の所在地			
当初交付決定額	円		
変更後 補助対象経費	種別	金額（円）	備考
	事務所等整備費		
	賃料		
	合計		
変更後交付申請額	円（1,000円未満切捨て）		
事務所等整備期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
事務所等賃貸借契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
担当者等連絡先	担当者： (TEL )		
添付書類	(1) 変更後の事業計画書（別記様式第2号） (2) 整備に要する経費の見積書及び明細書、賃貸借契約書等の写し (3) その他		

足利市指令 第 号  
年 月 日

様

足利市長



足利市働き方改革促進支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった足利市働き方改革促進支援事業費補助金の変更に  
ついて、下記のとおり交付決定したので、足利市働き方改革促進支援事業費補助金交付要綱  
第6条第2項の規定に基づき、通知します。

記

変更後交付決定額	円
交付条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 補助対象事業以外に使用しないこと。</li><li>2 補助対象事業完了後、速やかに実績報告書に必要書類を添えて提出すること。</li><li>3 足利市働き方改革促進支援事業費補助金交付要綱の規定を順守すること。</li><li>4 年 月 日付足利市指令 第 号により通知した足利市働き方改革促進支援事業費補助金交付決定通知書は無効とする。</li><li>5 その他、市長の指示に従うこと。</li></ol>

年 月 日

足利市長 宛て

住所又は所在地  
(申請者) 氏名又は名称  
代表者氏名  
電話番号

足利市働き方改革促進支援事業費補助金交付申請取下届

足利市働き方改革促進支援事業費補助金について、足利市働き方改革促進支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付申請を取り下げます。

記

事務所等の所在地	
補助対象経費	円
取下げの理由	

年 月 日

足利市長 宛て

住所又は所在地  
 （申請者）氏名又は名称  
 代表者氏名  
 電話番号

足利市働き方改革促進支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け足利市指令 第 号で交付決定を受けた足利市働き方改革促進支援事業費補助金について、足利市働き方改革促進支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり実績報告します。

記

事務所等の所在地			
補助対象経費	種別	金額（円）	備考
	事務所等整備費		
	賃料		
	合計		
補助金交付申請額	円（1,000円未満切捨て）		
事務所等整備期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
事務所等補助対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
担当者等連絡先	担当者： (TEL )		
添付書類	(1) 補助金に係る領収書等の写し (2) 事務所等を整備した場合は、整備前後の写真 (3) その他		